一般競争入札による都有地の一時貸付けについて

東京都財務局では、都有地を一時的に借りたい方を対象に、下記入札公告のとおり、一般競争入札で貸付けを行います。

このことについての照会は、

財務局財産運用部活用促進課（都庁第一本庁舎４０階南塔）

電話　０３－５３８８－２７８０　まで、お寄せください。

詳細につきましては、一般競争入札参加要領（別紙）をご覧ください。

なお、一般競争入札参加要領につきましては、本ＰＤＦデータの４～23枚目に掲載するほか、平成３０年８月２０日（月）から同年９月４日（火）までの間（土曜日及び日曜日は除く。）、活用促進課の窓口で交付します。

また、参加申込書等については、一般競争入札参加要領をご覧ください。（本ＰＤＦデータ18～23枚目をご覧ください。）

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年８月20日

東 京 都 知 事　　小 池　百 合 子

１　入札内容

(1) 件名

土地の一時貸付け

(2) 物件の表示等

物件番号	土地の表示（住居表示）	用途地域	地積（㎡）	参考価格（年間賃料）	案内図
①	目黒区原町二丁目1348番４（目黒区原町二丁目５番）	近隣商業	33.23	360,000円	17枚目

（注）案内図は、本ＰＤＦデータ17枚目をご覧ください。

(3) 貸付期間

平成30年10月１日から平成31年（2019年）９月30日まで。ただし、貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

また、貸付期間の更新については、借受者からの申請によるものとし、１回のみ更新可能とする。

更新期間は１年を単位とし、平成32年（2020年）９月30日まで貸し付けることができるものとする。

(4) 入札方法

物件ごとに、貸付期間（１年分）の貸付料の総額により行う。

２　競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２号各号の規定に該当する者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団関係者

(4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者

(6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年１月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づく排除措置期間中の者

３　契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第一本庁舎40階南塔

東京都財務局財産運用部活用促進課

電話　03-5388-2780（ダイヤルイン）

４　入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成30年８月20日（月）から同年９月４日（火）までの東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第１条第１項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前９時から午後５時までに、申込書を３の場所へ持参して提出しなければならない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア　日時　平成30年９月６日（木）午前11時から午前11時20分まで

入札締切後即時開札

イ　場所　東京都庁第一本庁舎40階南塔　40Ｂ会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もった金額の100分の３以上の額（現金又は東京若しくは横浜手形交換所加盟の金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手により納付すること。）

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は、無効ととする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、入札参加要領による。

別　紙

一般競争入札による土地の一時貸付け

参　加　要　領

平成30年8月

東京都財務局財産運用部

《　目　　次　》

◆　入札物件・・1

◆　一般競争入札参加要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

◆　土地賃貸借契約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

◆　入札保証金について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

◆　案内図・明細図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

◇　一般競争入札参加申込書・受付書

◇　土地使用説明書

◇　土地使用説明書（記入例）

◇　委　任　状

◇　宣　誓　書

入札物件

１　入札物件一覧

物件番号	土　地　の　所　在 （住　居　表　示）	用　途 地　域	地積 （㎡）	参考価格 （年間賃料）	更新可能回数
①	目黒区原町二丁目 1348 番４ （目黒区原町二丁目５番）	近隣商業	33.23	360,000 円	1

２　貸付期間　　平成 30 年 10 月１日から平成 31 年（2019 年）９月 31 日まで

ただし、貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

また、貸付期間の更新については、借受者からの申請によるものとし、１回のみ更新可能とする。

更新期間は１年を単位とする。

一般競争入札参加要領

平成30年９月６（木）に東京都が行う一般競争入札による都有地の一時貸付けに参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第１　入札に付する物件（以下「物件」という。）は、12ページの案内図及び明細図記載のとおりです。

（貸付地の使用制限）

第２　この土地の使用に当たっては、臨時設備の設置その他一時使用のために使用する以外の用に供することはできないほか、次の（１）から（４）までの制限を遵守しなければなりません。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

（２）東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第２号に規定する暴力団の活動の用に供することはできません。

（３）騒音・振動・悪臭等、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある用に供することはできません。

（４）土地利用を規律する諸法令に違反する用に供することはできません。

（入札に参加することができない者）

第３　次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２号各号の規定に該当する者

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

（３）東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団関係者

（４）（２）及び（３）に掲げる者から委託を受けた者並びに（２）及び（３）に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

（５）東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者

（６）東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年１月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づく排除措置期間中の者

（契約に当たって付する契約条件）

第４　契約に当たって付する条件は、７ページ以降に示す土地賃貸借契約書のとおりです。土地賃貸借契約書の条文をよく確認の上、入札に参加してください。

（物件の確認）

第５　入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、参加申込前に必ず物件の調査確認を行ってください。

（入札参加申込み）

第６　入札参加者は、平成30年８月20日（月）から同年９月４日（火）までの毎日（ただし、東京

都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第１条第１項に規定する東京都の休日を除く。）、午前９時から午後５時までの間に一般競争入札参加申込書、土地使用説明書、宣誓書及び印鑑証明書を持参により２の受付場所へ提出し、受理されなければ入札することができません。

また、法人は、これらの書類と合わせ、会社事業案内及び法人登記簿謄本を提出してください。

なお、申込みの際提出する書面には、**印鑑登録済みの印**を押印してください。

２　入札参加申込みの受付場所は、次のとおりです。

新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎40階南塔　　東京都財務局財産運用部活用促進課

（入札参加申込書の不受理）

第７　入札参加申込みの際に提出された書類の内容が、第２に掲げる使用制限に抵触する場合及び土地賃貸借契約書で規定する賃借人の義務に明らかに違反する場合は、入札参加申込書を受理しません。

（入札及び開札の日時）

第８　入札及び開札の時間は、次のとおりです。

期　　日　　平成30年９月６日（木）

入札時間　　午前11時00分から午前11時20分まで

開札時間　　入札締切後即時

（入札及び開札の場所）

第９　入札及び開札の場所は、次のとおりです。

新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎40階南塔　40Ｂ会議室

（入札保証金）

第１０　入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の３以上の入札保証金（現金）を、東京都の発行する入札保証金納付書により、当日、入札の前に次の場所で納付しなければなりません。入札保証金納付書は、入札参加申込受付時に交付します。

納付場所　新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎40階南塔　東京都財務局 財産運用部 管理課 収納担当

２　入札保証金の納付は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（振出しの日から起算し、８日を経過していない小切手）の提供をもってこれに代えることができます。

（入札）

第１１　入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封して所定の入札箱に投入してください。

２　入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を入札書に同封させてください。

３　入札書は、入札参加申込受付時に交付します。

入札書には、印鑑登録済みの印を押印してください。

（入札金額の表示）
第１２　入札金額は、物件の賃料（１年分）の総額を表示してください。入札金額の算出に当たっては、次の事項に留意してください。
（１）使用目的のため、土地の整備や設備、工作物、仮設建物等の設置又は既設工作物等の撤去を行う場合、それに係る費用は借受者において負担するものとする。
（２）設備設置等に付随して発生する光熱水費及び維持管理費等は、借受者において負担するものとする。
（３）土地の使用に当たり、歩道の切下げや植栽・車止めの移動・撤去等が必要と判断される場合、道路管理者への申請等諸手続及び施工は、借受者の責任において行うものとする。また、それに係る費用は、借受者において負担するものとする。
（４）貸付期間終了後は、借受者の負担において原状回復するものとする。（３）の施工を行った場合、原状回復の必要性については借受者において確認し、管理者から原状回復を求められた場合は、借受者の責任及び費用負担においてこれを行うものとする。

（入札書の書換え等の禁止）
第１３　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（開札）
第１４　開札は、入札後直ちに入札者立会いの下で行います。
２　入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち会わせます。

（入札の無効）
第１５　次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
（１）入札に参加する資格がない者のした入札
（２）入札の前に第１０の入札保証金を納付しない者のした入札
（３）入札金額（第１７の再度入札を含む）の100分の３に満たない入札保証金を納入した者のした入札
（４）入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
（５）同じ物件について２通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
（６）他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした者に係る入札
（７）入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
（８）入札書に入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封しないで入札した者のした入札
（９）前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）
第１６　落札者は、東京都の予定価格以上の価格で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者とします。

（再度入札）
第１７　開札した場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
２　再度入札の回数は、原則として２回以内とします。
３　再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第１５に掲げる入札により無効とされなかった者に限ります。

（再度入札の入札保証金）
第１８　再度入札を行う場合には、初回の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなします。ただし、納付済の入札保証金は、再度入札において各自が見積もる金額の100分の３以上であることが必要です。

（くじによる落札者の決定）
第１９　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない東京都職員にくじを引かせます。

（入札結果の通知）
第２０　開札時において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。その際に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。
２　入札結果については、東京都財務局ホームページにおいて公表します。

（落札者決定の取消し）
第２１　落札者と決定された者が、第３に掲げる者に該当することが、第２４による契約の確定までの間に判明した場合は、当該決定は取り消します。

（落札者の責務）
第２２　落札者は、契約締結までに、賃借する土地の近隣住民に、この土地の利用について十分な説明を行わなければなりません。

（契約の締結）
第２３　落札者は、平成30年９月28日（金）までに別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

（契約の確定）
第２４　契約は、東京都が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

（入札保証金の返還等）
第２５　落札者以外の者が納付した入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含みます。）は、落札者決定後、直ちに納付した場所で、入札保証金領収書と引換えに返還します。
２　落札者が納付した入札保証金は、賃料の一部に充当します。

（入札保証金の利息）
第２６　入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

（入札保証金の没収）
第２７　落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、東京都に帰属することとなります。

（賃料の支払期限）

第２８　契約締結と同時に、東京都の発行する納入通知書により、その指定する場所において、賃料の全額を支払っていただきます。

（その他）

第２９　入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

２　本件入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

３　入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

（案）　　３０財財活第○○○号

土　地　賃　貸　借　契　約　書

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 ○○○○○を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第１条　甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所　　在	地　　目	地　　積
		㎡

（使用の目的）

第２条　乙は、この土地を、○○○○○として一時使用するものとする。この場合において、一時使用の範囲内で、この土地に工作物又は臨時的な仮設建物を設置しようとする場合、乙は、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

（賃貸借の期間）

第３条　土地の賃貸借の期間は、平成30年10月１日から平成31年（2019年）９月30日までとする。

（期間の更新）

第４条　乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を第２条の目的で１年間賃借しようとするときは、賃貸借の期間満了前３月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

２　期間の更新は１回まで可能とし、更新後の期間における賃貸借条件は、更新の回数を除き、更新前の条件と同一とする。

３　期間の更新は、新たに契約を締結することにより処理する。

（賃料の支払）

第５条　乙は、この土地の賃料として金○○○○○○円を、この契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

（転貸の禁止等）

第６条　乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。

(2)　この土地の形質を改変しないこと。

(3)　この土地及びこの土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物を第２条の目的以外に使用しないこと。

(4)　この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物の増改築をしないこと。

(5)　この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る所有権を登記しないこと。

(6)　この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る占有名義を変更しないこと。

（賃借人の義務）

第７条　乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

２　乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団員の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

３　乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

４　この土地を使用して乙が行う事業に伴う一切の責めは、乙が負う。

５　乙は、この土地の使用状況を甲が容易に把握できるように６月を超えない期間ごとに写真撮影し、直ちに甲に写真を提出しなければならない。

６　甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

７　乙は、この土地の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第８条　乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第９条　甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合

において、乙は、これに協力しなければならない。

（違約金）

第10条　乙は、第７条第１項又は第２項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第５条の賃料の３倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

２　乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して実地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第５条の賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。

３　前２項の違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(1) 第５条の賃料を支払わなかったとき。

(2) 第６条の規定に違反したとき。

(3) 第７条第２項の規定に違反したとき。

(4) 第10条第１項又は第２項の規定に違反したとき

２　甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

３　甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の５第４項の規定に基づき、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

４　乙は、第１項又は第２項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第12条　乙は、前条第１項又は第２項の規定により契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借の期間が満了した場合においては賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

２　甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに原状回復をすることができる。

（立退料等）

第13条　乙は、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切を甲に請求してはならない。

（損害金）

第14条　乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、１日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

２　前項の１日当たりの賃料相当額は、第５条に規定する賃料の額を365で除して得た金額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（契約の費用）

第15条　次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1)　この契約の締結に要する費用

(2)　第17条の規定により公正証書を作成する場合は、公正証書の作成に要する費用

（管轄裁判所）

第16条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（公正証書の作成及び強制執行の認諾）

第17条　乙は、甲の請求がある場合には、この契約に関し、公正証書を作成するものとし、第14条の規定による損害金につき、甲が判決を得ることなく直ちに強制執行を行うことについて、異議がないことを認諾する。

（疑義の決定等）

第18条　この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）
第19条　暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成30年９月　　日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　　東京都知事　小　池　　百 合 子

乙

第 19 条　別紙

暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１条　甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年１月 14 日付 61 財経庶第 922 号。以下「要綱」という。）別表１号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地賃貸借契約書第５条の賃料の３倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

３　前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

４　乙は、第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

５　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

６　土地賃貸借契約書第 12 条の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

第２条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を２通作成し、１通を甲に、もう１通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

小切手による入札保証金の納付について

1　東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手を使用してください。

　東京手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手には「東京」と、横浜手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手には「横浜」と、それぞれ右上に表示されています。

　※個人振出の小切手（法人名義で振り出された個人振出の小切手も含む）は受領できません。

2　振出人、支払人とも同一金融機関になります。

3　「持参人払式小切手」を使用してください。

4　振出しの日から起算して８日以内のものとしてください。振出日が空欄のもの及び先日付のものは不可とします。

5　線引小切手も使用可能ですが、支払先銀行が特定される「特定線引小切手」は使用できません。

6　複数の物件の入札に参加する場合であっても、納付金額を合算せずに、物件ごとの小切手を用意してください。

　なお、つり銭は出ませんので、小切手には納付金額を過不足なく記載してください。

（参 考）

「東京」又は「横浜」と明記されたもの

小　　切　　手

東京 1301
000X- 111

支払人　㈱　○○銀行○○店
　東京都○○区○○町○丁目
　金額

￥１００，０００，０００※

上記の金額を**持参人**へこの小切手と引換えにお支払ください

拒絶証書不要
振出日　平成　　年　　月　　日
振出地　○○○
振出人　株式会社　　○○銀行　○店　○○○店長　東 京 太 郎
　０１－２３４５－６７８９－０　　１２３４５－６７８９０

物件番号 ①

土地の所在	目黒区原町二丁目1348番4	地　　積	33.23㎡
住居表示	目黒区原町二丁目5番	**参考価格**	360,000円

案　　内　　図

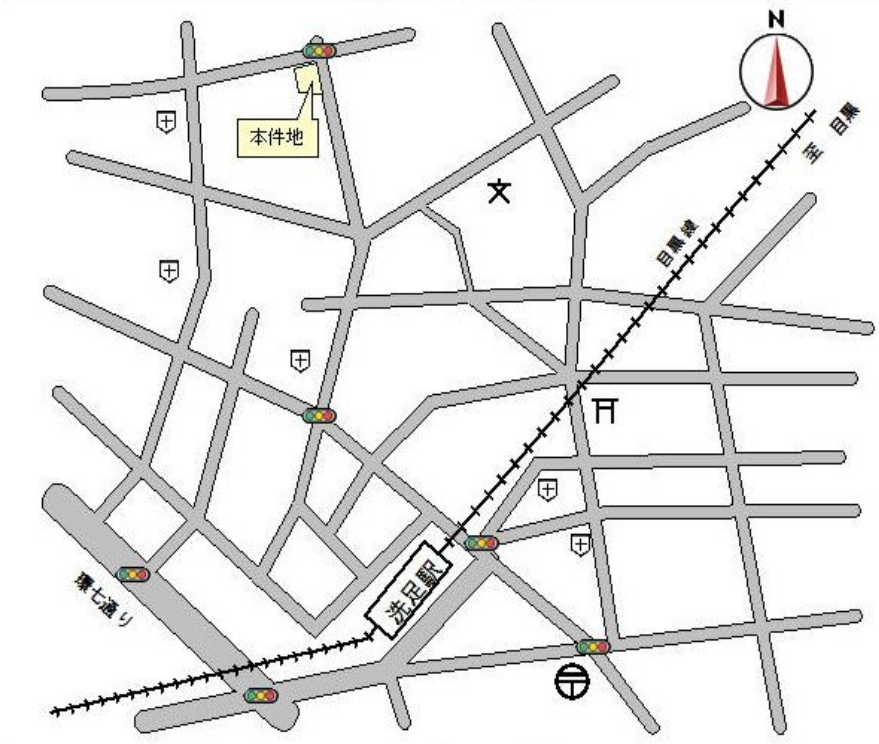

明　　細　　図

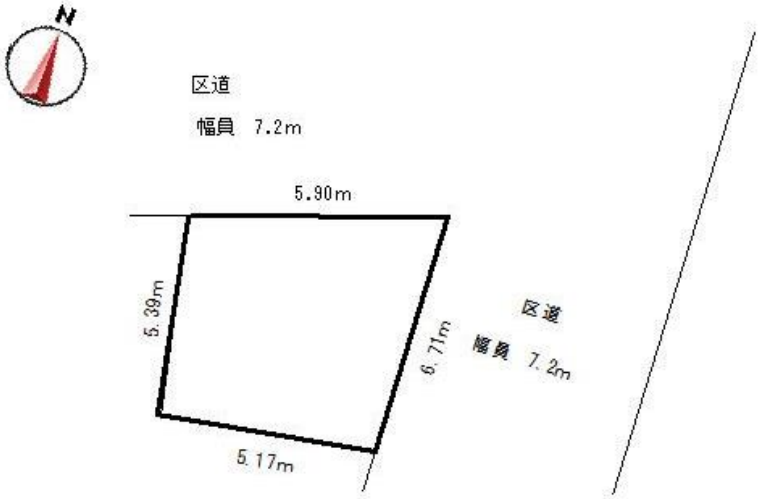

受付番号	

一般競争入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

東京都知事 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1　入札参加物件

土地の所在

2　申　込　人

住　所

氏　名　　実印

連絡先（☎）　　担当

注）申込書には、**印鑑登録済みの印**を使用してください。

一般競争入札参加申込受付書

住　所

氏　名　　殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、当日は、この受付書を入札書及び入札保証金納付証明書と同封して入札してください。

記

入札参加物件

土地の所在

実印押印欄

平成　　年　　月　　日

東京都財務局財産運用部

受付番号	

左右とも記入

（記入例）

一般競争入札参加申込書

平成２８年〇月〇〇日

東京都知事 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

１　入札参加物件

土地の所在　　東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

２　申　込　人

住　所　　新宿区西新宿〇－△－▲

東京〇〇株式会社

氏　名　　東　京　　太　郎　　実印

連絡先（☎）03－5388－2780　　担当　〇〇　〇〇

注）申込書には、**印鑑登録済みの印**を使用してください。

両方に押印

一般競争入札参加申込受付書

住　所　　新宿区西新宿〇－△－▲

東京〇〇株式会社

氏　名　　東　京　　太　郎　　殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、当日は、この受付書を入札書及び入札保証金納付証明書と同封して入札してください。

記

入札参加物件

土地の所在　　東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

実印押印欄

平成３０年〇月〇〇日

（参加申込書記入例）

物件番号

土 地 使 用 説 明 書

平成　　年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

住　所
氏　名　　㊞

担当者
電　話

１　賃借予定地（土地の所在地）

２　使用目的（具体的に）

３　使用方法（平面図及び立体図添付）

４　賃借地の管理方法
（1）自社管理又は委託管理

（2）近隣トラブルへの対応

（3）清掃、除草等

５　添付書類（法人の場合）
貴社の事業内容及び登記簿謄本

説明書提出期限　　平成３０年９月４日（火）
提出・問合せ先
〒163-8001　新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都財務局財産運用部活用促進課
電話　５３８８－２７８０　ＦＡＸ５３８８－１２８１
担当：岩田

物件番号　①

（記入例）

土 地 使 用 説 明 書

平成３０年〇月　　日

東 京 都 知 事 殿

住　　所　新宿区西新宿〇－△－▲
氏　　名　東京〇〇株式会社
代表者名　東　京　　太　郎　　㊞
法人その他の団体にあっては、その事務所又は事業所の所在地、団体の名称及び代表者の氏名
担当者　東京　次郎
電　話　03－5388－2780

１　賃借予定地（土地の所在地）
〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

２　使用目的（具体的に）
月極駐車場として運営し、住民に提供する。

３　使用方法（平面図及び立体図添付）
二段式立体駐車場として、工作物を設置する。なお、その配置図は、別添図面のとおり。

４　賃借地の管理方法
(1) 自社管理又は委託管理
自社管理とする。ただし、夜間（２２時～５時）は委託管理とする。

(2) 近隣トラブルへの対応
賃借地に苦情等の連絡先を掲示し、自社社員が２４時間対応する。

(3) 清掃、除草等
週２～３回清掃する。また、除草は年２回する。

５　添付書類（法人の場合）
事業内容及び登記簿謄本

説明書提出期限　　平成３０年９月４日（火）
提出・問合せ先
〒163-8001　新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都財務局財産運用部活用促進課
電話　５３８８－２７８０　ＦＡＸ５３８８－１２８１
担当：岩田

（参考様式）

委　　任　　状

住　所
代 理 人
氏　名　　㊞

私は、上記の者を代理人と定め、下記都有地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物　件　の　所　在　地	地　　積
	㎡

平成　　年　　月　　日

東京都知事　殿

住　所

氏　名　　㊞

※この委任状は、入札行為を代表者以外の代理人名及び代理人印にて行うことを、代表者から代理人に委任するものです。
　代表者名及び代表者印にて入札行為を行う場合、この委任状は必要ありません。

宣　　誓　　書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

平成　　年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

住　所

氏　名　　㊞

記

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

（３）東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団関係者

（４）(2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

（５）東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者

（６）東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年１月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づく排除措置期間中の者